

完了届に添付が必要な書類、完了時に提出が必要な書類及びそれらの完成検査の方法について

許可書に添付している資料2

ア 完了届に添付が必要な書類						
NO	項目	具体的な提出資料	完成検査方法		備考	
			書類検査	臨場or遠隔臨場による検査（現地検査）		
1	災害の防止上必要な措置を講じたことを示す書類等	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂等及び雨水等の流出の防止措置の実施状況の写真等（調整池や沈砂池の設置状況や盛土等の転圧や法面の整形状況等） ※生活環境の保全上必要な措置を講じたことを示す書類等と兼ねることも可 ※盛土等の転圧については、一層当たり30cm未満の厚さで行うこと。 ※残土処理の場合は、管理測点の頻度は、施工延長40mごとに1測点、施工延長が40m未満の場合においては施工箇所につき2測点程度とすること。 	提出書類にて確認	●土砂等及び雨水等の流出の防止措置等の実施状況の確認	本条例の構造基準の適用を受けない事業は、資料提出及び検査不要	
2	構造基準に適合するものであることを示す書類等	<ul style="list-style-type: none"> ●盛土等の出来形管理に関する資料や写真 ●盛土等の用に供する施設（擁壁、調節池、沈砂池等）の出来形管理に関する資料や写真 （必要に応じて、施工管理、品質管理（品質証明書等）に関する資料の提示を求める） 	不可視部分について提出書類により確認	●盛土等及び盛土等の用に供する施設（擁壁、調節池、沈砂池等）の出来形の測定	※検査の基準は、「静岡県盛土等の規制に関する条例に基づく盛土等行為に係る工事検査要領」及び「静岡県土木工事施工管理基準」による	本条例の構造基準の適用を受けない事業は、資料提出及び検査不要
3	水質調査に必要な措置を講じたことを示す書類等	<ul style="list-style-type: none"> ●試料を採取した施設の構造図（採取した位置を旗揚げしたものの） ※完了届と同時に本表7水質調査報告書を提出できる場合には、兼ねることも可 	提出書類にて確認	-	水質調査が不要な場合は、資料提出不要	
4	生活環境の保全上必要な措置を講じたことを示す書類等	<ul style="list-style-type: none"> ●粉じんの飛散の防止措置状況の写真等（盛土等区域の仮囲いの設置状況や、散水の状況等） ●土砂等及び雨水等の流出の防止措置状況の写真等（調整池や沈砂池の設置状況や盛土等の転圧や法面の整形状況等） ●騒音及び振動の防止措置状況の写真等（使用した重機の低騒音型のステッカー等） ●その他（過積載防止の取組状況等） 	提出書類にて確認	-		
5	許可に当たって付された条件に適合することを示す書類等	個別対応		必要に応じて		

イ 完了時に提出が必要な書類					
NO	項目	具体的な提出資料	完成検査方法		備考
			書類検査	臨場or遠隔臨場による検査（現地検査）	
6	定期報告から完了日までの土砂等の使用量 ※ 完了届提出時に提出	<p>【一時堆積以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土砂等使用量報告書（様式第16号） 《添付資料》 ・「土砂等管理台帳(様式第15号（その1：搬入用）)」の写し <p>【一時堆積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土砂等搬入量及び搬出量報告書（様式第17号） 《添付資料》 ・「土砂等管理台帳（様式第15号（その1：搬入用）」）、 「土砂等管理台帳（様式第15号（その2：搬出用）」の写し <p>※定期報告で報告している場合は、直近の報告後の土砂等の使用量を報告</p>	提出書類にて確認	-	
7	水質調査報告書 ※分析調査結果が判明次第提出	<ul style="list-style-type: none"> ●水質調査報告書（様式第18号） 《添付資料》 ・試料を採取した地点を示した位置図 ・現場の写真（採取位置の全景と試料の採取状況がわかるもの） ・計量証明書（写しの提出で可） 	提出書類にて確認	必要に応じて	水質調査が不要な場合は、資料提出不要
8	土壌汚染調査状況報告書 ※分析調査結果が判明次第提出	<ul style="list-style-type: none"> ●土壌汚染状況調査報告書（様式第19号） 《添付資料》 ・試料を採取した地点を示した位置図 ・現場の写真（採取位置の全景と試料の採取状況がわかるもの） ・計量証明書（写しの提出で可） 	提出書類にて確認	必要に応じて	同一事業区域内で発生する土砂のみで盛土する場合で、切土部においても分析調査が実施されている場合は提出不要